

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年11月10日(水曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時21分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

① 令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

② 令和3年陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情

(2) 所管事務調査について

2 出席委員(7名)

委員長	木本信太郎君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君
福祉総務課長	堀江博之君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	萩沼学君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君
保健総務課長	三宅陽子君	地域保健課長	野口奈津子君

保健予防課長	大	岡	要	之	君	国保年金課長	関	根	豊	君		
教 育 長	志	田	晴	美	君	教 育 部 長	増	子	孝	伸	君	
教育委員会 事務局教育部 参 事	橋		義	孝	君	教育委員会 事務局教育部 参 事	菊	池	浩	康	君	
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 教育企画課長	三	宅		修	君	総合教育研究 所 長	春	原	孝	政	君	
学校管理課長	細	谷	康	之	君	学校保健給食 課 長	小	川	佐	栄	子	君
幼児教育課長	松	本		崇	君	学校施設課長	和	田	英	嗣	君	
生涯学習課長	湯	澤	康	一	君	歴史文化財 課 長	小	川	邦	明	君	
放課後児童 課 長	大	和	敦	子	君	中央図書館長	林		栄	一	君	
教育研究課長	野	澤	昌	永	君							
6 事務局職員出席者												
法制調査係長	富	岡		淳	君	書 記	堀	江		良	君	

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

なお、本日、カメラ等の撮影の申込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております、令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情及び令和3年陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情については、本日のところは継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め……

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 はい、袴塚委員。

○袴塚委員 継続審査で結構なんですけど、間もなく議会前委員会があると思いますので、この加齢性難聴の現状がどういう状況か、また、どのぐらいのパーセントでこういうことに悩んでおられる方がおいでになるのか、その辺のところを次回説明していただけるように、お手配願いたい。

○木本委員長 それでは、次回の議会前委員会で、この陳情審査に伴う担当課の説明をお願いしたいと思いますので、お含みおきお願いいたします。

それでは、陳情審査を終了いたします。

次に、前回の委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部より提出を受けておりますので、説明願います。

まず初めに、学校の自動音声応答装置について、細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 令和3年10月8日の文教福祉委員会におきまして、資料請求がございました勤務時間外における学校の着信件数につきまして、御説明いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。

初めに、1、自動音声応答装置の目的と概要でございますが、本市におきましては、教職員の時間外勤務の縮減を図り、教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、学校教育の質を維持、向上させるため、緊急時の連絡方法を確保した上で、勤務時間外及び週休日や祝日等の勤務を要しない日の電話を自動音声による応答としているところでございます。

自動音声応答装置につきましては、令和3年6月1日から全校で導入しており、設定時間を学校長会与協議し、小学校は18時から翌日7時30分まで、中学校、義務教育学校は19時から翌日7時30分までを自動音声による対応としております。

前回の文教福祉委員会では、私、小学校が18時30分からと間違えて申し上げました。おわびして、訂正いたします。申し訳ございませんでした。

次に、前回御質問いただきました、2、勤務時間外における学校への着信件数について御説明いたします。導入時からの着信件数について御質問をいただいたところでございますが、これまで学校では、勤務時間外の着信件数を確認しておらず、また、契約電話会社に問い合わせても、確認をすることが不可能であったため、改めて10月18日の夕方から11月1日の朝までの着信件数を各学校において調べさせていただきました。その結果といたしましては、1日当たりの平均着信件数は、小学校が1.22件、中学校が1.84件、全体で1.44件となっており、全く着信のない学校もございました。

次に、3の緊急連絡に対する対応状況について御説明いたします。

保護者からの緊急時の連絡に支障が生じないように、緊急時の連絡先を保護者に周知するとともに、学校の自動音声により緊急連絡先、水戸市役所を案内しております。そのため、事務局職員が在庁中には、電話を受けた職員が対応するとともに、退庁後も事務局職員が緊急連絡用電話を携帯することにより、24時間体制で対応できるようにしております。

なお、6月1日から10月31日までの5か月間で、緊急連絡用電話にかかってきた件数は2件あり、両件ともに、学校と連携しながら対応してまいりました。

また、在庁中に対応する件数は、守衛室から連絡があるものと、直接事務局に電話がかかってくる場合がございます。どちらも通常の業務として対応しております。

委員から御指摘いただきました相談業務につきましては、小学校において連絡帳を活用し、保護者と連絡を取っているところであり、また、各学校においては長期休業期間等はメールによる緊急連絡先を設けるなど、保護者の皆様の相談等の対応に努めているところでございます。

なお、参考といたしまして、文部科学省からの通知を掲載いたしましたので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 資料をまとめていただいて、ありがとうございました。

もともといろんなクレーム処理も含めて、そういう電話があるということで、こういうふうな電話になったのかなというふうに思いますが、本来であれば、例えばどういうことで電話がかかってきたのかということぐらいまで分かるような、ある程度録音機能がついているようなものの活用というのもよかったのではないかなというふうに思います。

これは、やっぱり父兄が何かメールとかLINEとかというのが、今はやりの時代ですけれども、そうではなくて、直接お声で相談したいという、こういうふうな悩みのある方がおいでになるのかなというふうに思いますが、いずれにしても今回から、これはずっと何件ぐらいあってという統計はこれから取る予定ですか。それとも、言われたんで、この期間だけは取ったけれども、あとはもう終わりという、そういう形で処理されようとしているのか。

それはなぜかという、やっぱりどういう地域のどういう学校がどのぐらいのこういう要望、もしくはそういう電話があったのかという、ある程度特質性が見えるような気がするんですね、これを統計することに

よって。その辺について考えると、今後もやっぱり統計を取って、そして、ある程度の電話があるということとは何か問題がある、もしくは父兄が何らかの形を現したいということで電話かけてくる。何も用がないのに電話かけてくる人はいないと思うんですよ。それはクレームなのかも分からないし、それはお褒めの言葉かも分からない、録音していないからね。

だけれども、何らかの形で電話があるということは、学校に対して何か言いたいことがある、もしくは何らかのことがあるということだと思うんで、そういった意味で、学校側としてもコミュニティという学校に変わっていくわけだけれども、でも、それでもその中に反映されないものがあるというような受け止め方をしたときに、学校の改善というのが見えるのかなと、このように思うんですが、この辺についてはどのようにお考えをいただいているのか。

○木本委員長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、内容について把握できれば、さらにいい対応ができるかなと思っているところでございます。

ただ、今回、各学校に調査をお願いしたんですけれども、次の日に数えるということが、なかなかの手間ということも考えられますので、傾向を捉えるということで、今回電話では、どのような内容、時間帯はいつが多いですかというふうに学校に問合せをしたんですが、朝の7時から7時半ぐらいまでが多いということもありまして、ちょっと欠席の連絡というのが多いかなと思うことがありましたので、継続して取るかどうかについては、ちょっと今回検討させていただければと思っております。

○木本委員長 よろしいですか。

○袴塚委員 これから調査するという意味で今言ったの、どっち、今回だけにして、もう終わりにするということですか。

○木本委員長 調査するかどうか検討していくということですね。

課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

調査を継続するのはなかなか難しいところもございますので、難しいというか学校現場に負担がかかることもございますので、今回の調査を基にちょっとと学校のほうでは、例えば行事の前にちょっと多かったとかということも分かりましたので、そういうことで連絡を徹底するようにするとか、そのような指導をして、継続については休憩させていただきたいと思っております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 このまとめていただいた表を見ると、1日当たりの受信件数というのは1件か、1.22件と1.44件ということで、1件か2件なんだよね。それを統計するのが難しいということですか。

だって、留守電の回数を見れば、2件入っているとか、1件入っているというのは、そんなに時間かかるんですか。先生というのはよっぽど融通が利かないというか、仕事が遅いというか。だって、民間はみんなやっているよ、そんなこと。会社がよくなるためだもの。まして、留守電までちゃんと受けているよ。これ、できないの、所長。学校って、そんな忙しいの。学校管理課長じゃなくちゃ分からないの、これ。

○木本委員長 橋教育委員会事務局教育部参事、お願いします。

○橋教育委員会事務局教育部参事 ただいま御質問にお答えいたします。

先ほど学校管理課長のほうから答弁をさせていただきましたが、それを訂正させていただいて、今後も継続で統計を取っていきたいと思っています。

なぜならば、今、議員の御指摘のとおり、実は1件、2件でも例えば命に関わるもの、それから、やっぱり学校で今起こっている問題を捉えるようなきっかけになるお話とか、それともう一つ、これは実際自分も受けたんですけれども、本当に好意で地域の方から学校の体育館のスピーカーがついているよという、まさにありがたいお話、そういうようなことがありまして、やはり議員御指摘のように、1件、2件がやっぱり大事だということをこれから学校にさらに周知していく。1.22件だから軽んずるのではなく、その1件に意味がある、そういう形で我々も捉えておりますので、答弁を訂正させていただきながら、学校管理課のほうとして、今後も継続して、調査をしてもらいたいと思っています。大変失礼いたしました。よろしくお願いたします。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

私が申し上げたのは、やっぱり地域が一体になって、学校を何とか子どもたちを守っていく、いい学校にしたい、そういうような御意見も僕はこういう中にあるんだと思うんですよ。だから、学校としては、聞きづらい問題も言うてくる人もいるかも分からない。でも、それも学校をいじめるとかなんかということの捉え方をすればそうなんだけれども、やっぱり何とか俺らの地域の学校によくなってもらいたいと、そういう思いも込めて、やっぱりこういうふうなことを言ってこられる方もおいでになるかも分からない。

そういうことも含めて、これ、やらないなら導入しなければいい。そういうことを分析しようと思わなければ導入しなければいい。導入するということは、そういうことも含めて何とか我々も教師側も学校を含めてよくなっていくと、そういうふうな思い入れがあったんで、こういうふうになったと思うんです。仕事が煩雑になっちゃうから、電話を受けていると面倒だから、これを入れてやれと、こういうふうなことではなかったんだと思うんです、導入の動機は。

だから、ぜひ今御答弁されたような形で、お願いできればというふうに思います。

○木本委員長 そのほかございますか。

萩谷委員。

○萩谷委員 すみません、ちょっと、これ、念のための確認なんですけれども、学校の教師、特に担任の先生と保護者の方、あるいは児童、生徒が例えば携帯番号をお互い知っているだとか、SNSでつながっているとか、そういったケースというのはあるんでしょうか。実態をどういうふうに把握されているのか。あるいはそういったことについては、教育委員会としてはどういうふうな指導というか、見解をお持ちなのか、そのあたりをちょっと聞かせてください。

○木本委員長 萩谷委員、すみません、これ、自動音声応答装置についての質問で、それをやる場合、その他でやっていただければと。

○萩谷委員 その他、分かりました。

○木本委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に、台渡里官衙遺跡群の公有化状況について、小川歴史文化財課長、お願いいたします。

○小川歴史文化財課長 令和3年10月8日の文教福祉委員会において、資料請求がございました台渡里官衙遺跡群の公有化状況につきまして、教育部歴史文化財課提出の資料により御説明いたします。

台渡里官衙遺跡群につきましては、平成17年及び平成23年に国の指定を受け、史跡指定面積としては、10万3,389平方メートルとなっており、このうち、公有化している用地につきましては、図面の緑色の部分の1万5,555.33平方メートル、公有化率は14.35%となっております。

台渡里官衙遺跡群の整備に当たりましては、平成20年度から史跡の中でも重要遺構が存在する土地を中心に買収を行っており、平成26年度からは、都市計画道路3・3・30号線の北側、いわゆる観音堂山地区についての整備を優先することとし、台渡里八幡神社の移転について、代替地を検討するなどの交渉等を行ってきたところでございます。

また、あわせて、観音堂山地区の発掘調査を平成26年度から開始して、昨年度、令和2年度に発掘調査が終了し、現在は発掘調査報告書の作成作業を進めているところでございます。

今後は、保存活用計画や具体的な整備計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

説明について以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員から御質問がございましたらば。

袴塚委員。

○袴塚委員 資料、まとめていただいてありがとうございます。

これが発掘された、発見されたこの当時は、大変すばらしい遺跡だということで、早急にこの台渡里官衙遺跡群の発掘、それから史跡、史実に基づいた復興をやると、こういうふうなことで計画をして以来、もう十数年、20年近くたつわけだね。

その間、国の政策も大幅に変わってきている。というのは、これ、全部買えということだったんだよ、国は。こういういいところだったら全部買いなさいと。それで、じゃ、エリアをどこまでにするんですかということ、こういうエリアを設定したわけですよ、当時は。

これ、こういう網かけちゃうと、都市計画法上も含めて、これ、個人財産のいわゆる資産価値というのがこういう枠の中に入っちゃっているということは、資産価値が落ちるわけだ、これ。

本当にやるんならいいよ、やるんなら。だけれども、現在までかかってもこれしか用地の収用ができない、そして、発掘調査が終わったよ、こういうふうな状況になってくると、果たして、水戸市として、もう一度内部的に考えて、どこまでやるのか、こういうことをやっぱり考えるべきだと思う。

当時の話をして申し訳ないけれども、当時は、ここに本堂を造ったり、門を造ったりするわけだったんだよ、これ。だから、僕らも平城京にも劣らないとかという話だったんで、平城京をわざわざ見に行ってきた、研修として。

ところが、これ、いまだに何も手つかずだよ。ということは、なかなか水戸としては、難しい状況にあるんじゃないかというふうに思ってしまう。

今後の考え方は、今これからだという話だったけれども、当時の考え方は踏襲されているのかどうか。例えば、お堂があるとか、門があるとか、ここにこういう建物があったとかという、そういうふうな形で、史跡公園みたいな形で残すのか。それとも、ある程度核になるお堂みたいなものはちゃんと造って、それを中心に史跡公園としていくのか、こういう判断をもう早急にしていかなければいけない。

残った用地、ここでいうと、2925-1なんていう四角いところがあるよね、左下のほうに真四角で飛んでいるところがあるでしょう、これ。その全く反対側には、もう一つ3段階ぐらいになっている土地があるよね。こういうところまで波及的に枠をはめておく必要があるのかどうか。

だから、水戸市の全体計画の中で、台渡里官衙遺跡については、こういうことを考えていますよ、したがって、これも必要なのか、必要じゃないのか。必要じゃないとすれば、早くごめんなさいということを書いて、市民に戻してあげる。こういうことを考えていかないと、やっぱり市民はいつまでたってもここにうちを建てていいのかどうかなのか、おやじも年を取ってきて、俺らうちに引っ込むかな、じゃ、おやじと一緒に住むうちを建てようかな、ちょっと待てよ、ここはいずれ立ち退きになっちゃうよねということになっちゃうと親子のコミュニティも崩れちゃう、これ。

だから、そういう制限をしているという認識をお持ちなのかどうか、持っているんだとすれば、じゃ、どうするのと、どこまでやるの。恐らく今ここまでしか買えないということは、これ、相続の問題もあったり、現在住んでいるお宅もあったり、地域から離れたくないという地域に対しての強い思い入れがある方、そういう方がおいでになって、なかなか思うよう買収が進まないと思うんですよ。

しかしながら、ここまで、虫食いで買っちゃったということになると、今さら全部やめたよというわけにはいかない。どこまでを粘り強く買って、整形をして、どういうふうな形で活用していくのか、そういうことについては、これまで論議をした経緯というのはあるんですか、ないんですか。

○木本委員長 小川歴史文化財課長。

○小川歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

現在、この図面に示してございます都市計画道路3・3・30号線の北側の辺り、赤いエリア内ですが、こちらは観音堂山地区と呼びます。まずはこの観音堂山地区について整備しようということで、第6次総合計画の中で位置づけさせていただいたところでございます。その中でも、主要伽藍が存在しているところは、現在公有化できているところでございます。

ただ、台渡里八幡神社につきましては、なかなか移転地が見つからず、現在、交渉も続けているところでございます。まずは、こちらの整備からということで進めまして、その整備の進捗を見据えながら、その下の南方地区のほうの整備をというふうな考え方でございます。しかしながら、委員御意見のとおり、全体を見据えた考え方を整備していく必要がございますので、今後の保存活用計画の中で協議、調整してまいりたいと考えます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ、遅くなれば遅くなるほど国の政策というのは変わって行って、そして、当初買えるものも買えなくなっちゃう。補助金が出るものも出なくなっちゃう。まして、復元事業なんていうことになれば、膨大な計画なんで、ますます、要するに水戸市の考え方と乖離が出てきちゃう。

これ、逆に言うと、いつまでにまとめようとしているんですか。それは今のところ、全然当てがない。計画を今からつくりますよと今おっしゃいましたよね。じゃ、計画はいつまでの年次までにするんですか。

第6次総合計画をつくったときも、その計画にのせた予算は、全部積算して、年次的に割り振っていったんだ。本来であれば、これだってもう観音山堂を造るということであれば、もう既に年次的に、この年度までに買収計画を進める、この年度までには基本的な設計をしていく、ここから先をやっていく、完成は令和15年とか20年とか50年とか、そういうふうになっていくはずなんです。この辺の計画というのはないの。

○木本委員長 小川課長。

○小川歴史文化財課長 現在発掘調査が終了いたしましたして、その発掘調査の内容によりまして、史跡の内容が明らかになってくるかと思っております。また、それに合わせながら、明確になった状況を保存活用計画の中に取り込みながら、早急に進めてまいりたいとは考えてございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 じゃ、保存活用計画の完成年度はいつ頃を目指しているんですか。それはないの。

○木本委員長 小川課長。

○小川歴史文化財課長 出土されました遺物につきましては、約25万点ということで、大量な状況になってございます。こちらについても何年かかるかというのはちょっと整理はまだできていないところではございますが、早急な報告書の作成を目指して全力で頑張っているところでございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、発掘したのが25万点あって、それを全部調査が終わらないと前に進まないということをおっしゃっているのか、それとも、その調査は調査として進めていくけれども、この観音山堂を含めたこの部分については別に計画をしていって、そして、これから先やっていくんだと、こういう考え方、どっちなの。

○木本委員長 小川課長。

○小川歴史文化財課長 説明が不足して申し訳ございませんでした。

出土した遺品につきましては、数が多いんですが、重要となる遺品というのがございます。それらも見据えながら、並行しながら、保存活用計画の作成を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この台渡里廃寺跡というのは、水戸の歴史の中で、河和田に江戸氏がいて、やっぱりその前の寺院がその地域を統制していたときの一番基になる、いわゆる役所に代わるものだよね。そういうふうな歴史性があるわけですから、ぜひ計画は計画として、また、調査は調査として進めていただいて、そして、ここまでやったんだから、ある程度の水戸市の歴史を知る上でも、または、この関東台地、この常陸台地、昔は常陸の国といったその前の前だから、これ、ずっと前だから、そういう歴史性を考えたときに、やっぱり水戸は今徳川で売っているけれども、徳川の前にこんなすばらしいこの関東地方を治めていたこういう郡役所があったんですよと、その代わりに寺院がやっていたんですよと。寺院がやっていた跡に郡役所ができたわけだから、だから、そういうふうなところがあるんだということが、やっぱり水戸の歴史の中で重要な

こと、ポイントだと思う。

だから、ぜひここから先も進めていただくと同時に、早く計画をつくっていただいて、不要なものについては早く市民にお返しをすると、こういうふうなことも含めて、ここから先は早急に検討して行って、形をつくっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○木本委員長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

萩谷委員。

○萩谷委員 パンドラの箱をちょっと開けちゃったようなところで、本当に事務局の方、御苦労かけたことは申し訳ないと思っているんですが、多分この緑色で塗ってある公有地というのは、平成23年度の頃と変わっていないと思うんですね。

この用地が買えなくなった理由をもうちょっと明確に教えていただきたいと思うんですね。市の方針が変わったのか、国の方針が変わったということ袴塚委員さんはおっしゃっているんですが、そのあたりで市としての考え方が多分転換されたんだと思うんですね。そのあたりはどういういきさつだったのかということと、この史跡範囲の中でどういうふうな史跡があったのかというのは、青写真で描けるんですかね、どのエリアに寺院があって、役所があって、倉庫があって、あと何重の塔かがあったみたいなどころもありますよね。そういったものを、恐らく出土品ではなくて、その遺構が残っているかどうかが一番のポイントだと思うんですね、今後の保存活用を考える上で。そのあたりというのは、どういう状況でしょうか。

○木本委員長 小川課長。

○小川歴史文化財課長 萩谷委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの袴塚委員の御質問にお答えした中で、御説明させていただいたんですが、観音堂山地区を優先的に整備を進めるということで、その方針の下、観音堂山地区の用地買収とかを進めてまいりました中で、台渡里八幡神社についても移転とか、そちらについてお話を進めさせていただいてきたところでございます。

あと、絵が描けるということでございますけれども、遺構としては、発掘調査の中で、どの辺にどうあるというのが分かりました。ただ、その瓦の数とか、それに応じて、例えば建物の大きさがどれぐらいとか、そのようなものは今後整理していかななくてはならないので、例えば塔が何重の塔があるという御質問いただいたんですが、それが五重であるとか、三重であるかはその瓦の数にも影響してくるかと考えられますので、今後の調査で研究してまいりたいと思います。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 あまり事務局を困らせるつもりはないんですが、私の最初の質問は、買わなくなった理由というところでございます。

○木本委員長 小川課長。

○小川歴史文化財課長 まずは、観音堂山地区の整備の様子を見てから、その後、その下の南方地区の整備を進めていこうという方針の下、そのような形になってございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 そうすると、そこで方針が変わって、買うのをストップしたという意味ですね。恐らく平成

23年度から変わっていないので、範囲が。

○木本委員長 課長、まずは八幡神社の移転先を確保しないと、そこから進まないという話でしたよね。八幡神社の移転先が見つからないので、そこで今、直近の課題として、それをどう整備するかということですよ。

〔「ほかの、ちょっと待って、今の話」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 八幡神社の移転はよく分かるんだよ。これ、地元でごじゃごじゃやっているから。

要は、八幡神社の反対側のほうに空き地があるじゃないですか、枠内の。こういうところは買いには入っているんだけど、買えないの。それとも。萩谷委員が言うように、平成23年以後は、水戸市は八幡神社のところだけは買うけれども、あとは買うのやめちゃったということに方向転換したということなの。

○木本委員長 小川課長。

○小川歴史文化財課長 失礼いたしました。先ほどの御質問にお答えいたします。

観音堂山地区の八幡神社の東側の空いているところとかについてですが、現在、民間の所有者のアパートが建っていたり、個人のうちが建っております。

市民生活という中で、まだ、売るという状態ではございませんので、そちらについてはまだ交渉というか、代替のお話のステージには入っていませんし、中には、まだ売ることにはできないというようなお話もいただいております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今の話と萩谷委員の話がちょっと違うんだよ。

平成23年以後、萩谷委員さんは、水戸市の方向転換で買うのやめたんでしょうという話をされていると思うんだけど、ただ今の話を聞くと、こちら側は全部買収したいんだけど、今使用している人がいたり、住んでいる人がいたり、市民の生活権を脅かすわけにはいかないんで、そこは状況を見ながら、将来は買いたい希望なんですよということの理解でいいの、その理解でいいのね。はい、了解。

○木本委員長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、この件について終了させていただきます。

次に、所管事務調査に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 新型コロナウイルスについてお伺いしたいと思います。

水戸市においても、この感染者がゼロ人の日々が続いて、また、1人出たりと、非常に感染者が減ってきている状況の中で、まず1点目に、ここまで減少した、少なくなってきた、本当に皆さんの努力に感謝するところなんです、2回目のワクチン接種がかなり終えているというところが大きな要因というふうを考えていいのかというのが1点目。

2点目としまして、コロナワクチンの接種の現状ですね、接種会場、また、1日当たりの接種の大体の数とこれからの1回目、2回目の接種の方針をちょっとお伺いしたい。

3点目なんですが、国のほうでも言っています3回目の接種につきまして、現状、どのような準備状況なのか、この3点お伺いいたします。

○木本委員長 執行部のほう、答弁を求めますけれども、誰が答えますか。

大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、おかげさまでコロナの発生は委員御指摘のとおり、ほぼ今ゼロまた1という数字で進捗しております。

こちらの減少した理由でございますが、全ての理由はまだ説明はできていない、これ、全国的にもまだ分からない部分があると思うんですけれども、ただ、今お話いただいたワクチンの効果というのは間違いなくあるのではないかと考えているところでございます。

さきの質問とちょっとかぶってくるんですけれども、今の水戸市のワクチンの接種状況でございますが、11月8日現在、これ、分母はあくまで茨城県のほうで出している7月1日時点の常住人口とした場合の対象年齢、これでちょっと計算していきますと、11月8日現在で1回目接種が89.5%、2回目接種が84.8%でございます。11月末には、今1回目打ち終わっている方のほぼ全ての方が2回目接種をする予定でございますので、今の11月末の接種見込みでございますが、89.8%程度にはなるのではないかと考えているところでございます。このような形で、今、対象となる人口のほぼほぼ9割の方にワクチン接種が見込まれている状況でございますので、コロナの発生が多少なりとも抑えられているのは、このワクチンの効果はかなり高いのではないかと考えているところでございます。

続いて、現在のワクチンの接種会場の説明でございます。ワクチンの接種会場でございますが、今現在は、ワクチンの接種会場自体の数はかなり絞っているような状況です。大規模接種会場におきましては、11月7日の日曜日をもって市の大規模接種のほうを終了しております。現在は、約30の医療機関で接種を行っております。また、集団接種会場につきましては、イオン、ミオス、オーパで打っていたところ、イオンとオーパにつきましては、接種のほうは完了したという状況です。ミオスにつきましては、もう少し継続しているところでございます。また、県の大規模接種につきましては、今月いっぱいまで2回目接種も含めて接種をしていただいているような状況でございます。

1日当たりの接種状況でございますが、まだ、1回目接種のほうをやっておりますので、大変申し訳ありません、本日1日当たりの正確な数字は把握していないんですが、今までどおり、30医療機関で打てる数は打っているような状況でして、ただ、やはり予約数としましては、もうほぼほぼ新しい予約は入っているような状況ではございません。

また、3回目接種の今後の予定でございますが、今、3回目接種につきましては、まだ正式に国のほうから何か新しい通知が届いているわけではございません。前回の委員会で御報告させていただいているかと思うんですけれども、方針的には、国のほうでは2回目接種した方、こちらの3回目接種を来月12月から医療従事者のほうをスタートしていきたいということで体制を組んでくださいという、このお話はまだ変わっ

ておりませんので、水戸市としましては、11月下旬に接種券のほう発送させていただきまして、12月の上旬から医療従事者の接種のほう開始したいということで考えております。水戸市医師会等含めまして、関係団体と調整をしているところでございます。

ただ、その後の接種につきましては、本日朝またニュースでちょっと厚生労働省の見解が出ていたところでございますが、もともと2回目接種をした方全員を対象にということで国の説明会でお話いただいたんですけども、今日のニュースを見ますと、18歳以上を対象にしようということで、ちょっと出ていた部分があります。これもちょっとニュース上のお話で、まだ正式な通知が来ているわけではございませんが、このような形で、対象者自体はまだちょっとずつ方針が変わっているのかなという認識でございます。

ただいづれにせよ、高齢者のほうは打つだろうと思っておりまして、医療従事者が12月、1月、2月ぐらいいにかけて打たせていただきます。ここに高齢者施設とか、障害者施設の方々も打たせていただくと。2月末から、本格的には3月上旬ぐらいいから高齢者向けの接種が本格的に開始する予定でございます。

こちらの今後のスケジュールにつきましては、国から正式な通知等をまたお示しされたら、こちらの委員会で御報告させていただければと考えているところでございます。

回答は以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 ありがとうございます。

先ほど、接種率が89.8%、11月末になる見込みというところで、ちょっと聞き漏らしてしまったんですが、これは、対象者と言っているのは、12歳以上の方が89.8%ということなのか、1歳からで89.8%なのか、ちょっとその辺をもう一度。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 大変申し訳ありません。ただいまの御質問でございますが、89.8%になる対象者としてしましては、12歳以上の方で7月1日時点の常住人口に記載されている数字を分母として計算させていただいております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

本当に大変な状況下の中から頑張ってください、ここまでやっていただいた保健所の皆さんに関しましては、感謝しているところであります。

今後、3回目、また国から正式な通知が来るということでありましたけれども、その辺は市民の方々も3回目どうなるのかなというお話も私のところにも高齢者の方を含めてお話いただいております。状況が分かりましたらば、正式に決定したら、速やかに市民の方に御連絡できるような体制を整えていただきまして、しっかりと対応できるような形をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 今、黒木委員さんからもあった関連になるかもしれませんが、先日、保健所のほうからファクスが届きましたよね、その3回という点。3回打ってしまった方がいたというファクスが届いたわけ

ですけれども、その理由が、問診の中で、当の本人がちょっと正しいことを言わないで、そういう結果になったということでもありますけれども、なぜ、こういうことが起きるのかなと不思議に思ったんです。

そういう関連の職種の方でしたから、早めに接種をしたということで、その後に接種券が配布されたのかな、それとも、もう以前に接種券があったのに、そういうことになったのか。接種券が後で配布されたとすれば、最初にそういう先行接種をする方であった場合には、それを破棄するか、何かの処理をしなくちゃならないというふうに書いてありましたけれども、なぜそれができない、そういう確認ができなかったのか。問診のときに、正しいお答えをしないでいたから、そのまま接種をしてしまったという感じなんですけれども、そういうことというのは、どうして起こったのかなということを疑問に思ったんですけれども、まず、それを答えてください。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

11月5日付で各議員宛てにファクスさせていただいたところでございますが、新型コロナウイルスワクチンの3回接種の事案が発生ということで御報告させていただいた件でございます。

今、議員御指摘があったとおり、内容としましては、5月に高齢者施設の従事者として接種した方だったんですけれども、お手元に届いた接種券を使いまして、9月と10月に1回目、2回目を接種して、合計3回の接種があったという事案でございます。

御指摘のなぜ確認できなかったのか。これ、ちょっと細かい話になるんですけれども、御説明させていただければと思います。

まず、もともと高齢者施設の従事者の方につきましては、最初、接種券が届くタイミングではございませんので、国のほうの制度設計としましては、接種券付き予診票という接種券ではなく、予診票に接種券が一体となったもの、こちらを使って接種をするという流れでございます。医療従事者や高齢者施設の従事者、私たち保健所職員等も含めて接種券ではなく、接種券付き予診票という予診票、皆さんが使われていた予診票の右上に接種券がついていたものなんですけれども、こちらを使って接種をしていた状況でございます。

その後、接種券自体は一般の高齢者が始まった段階と同じタイミングで、全ての住民に接種券のほう配られているという状況でございます。

国の考え方としましては、接種券付き予診票で打った先行接種の方につきましては、接種券が届き次第、自分で破棄をしてくださいということでの制度設計になっていたところでございます。

この方につきましては、高齢者施設の従事者として1回目だけ接種しております。接種券自体は、水戸市から届いておりますので、1回打っている場所で、1回分を破棄をして、2回目分だけ接種券を使うという流れでございますが、実際に接種をする段階で医師の予診のときに、私は初めて打ちますよという誤った報告をしたということで、御本人から申告がございまして、そのため、新たな1回目として医師のほうも認めて、1回、2回と接種したというところでございます。

どうしても、実際に医療機関で接種する場合には、その方が本当に1回目打っているかどうかということ、本人の申告を信じる以外の方法は今のところございません。今回も誤申告ということで、このような形で申告をされてしまうと、今回の制度設計上はちょっと防ぎようがないという状況でございます。

なぜ、発覚しましたかというところでございますが、接種をした後に、予診票が水戸市の保健所に届くわけでございますが、その予診票の数で、こちらのほうで把握できたというような状況でございます。

今後の対応につきましては、市内の接種医療機関、こちらに対しまして、予診時の確認の徹底というか、こちらもあくまで本当に誤申告をされてしまうとなかなか難しい状況ではございますが、そういったことが起こったということで、1回目の接種について、本当に1回目打っていないのかなというところをきちんと聞いていただくような形の徹底のほうを図っていただきたいということをお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 今の状況下では、なかなかこれを対応するのは難しいということだと思うんですけども、不思議だよ、でもね。例えば、これはまた別かもしれませんけれども、今、選挙がございましたよね。選挙に行って、私、まだ投票していないんだよ、それで、またできるよと、下手したら、そういうことと同じかなと思っちゃう気もします。

いずれにしても、今の体制では、本人からの申告に基づいてやらなくちゃならないということなんですよから、今後は、そういうことには十分気をつけて、3回目を今からやるということになっておりますので、なかなか不手際ないような体制でやっていただければというふうに思っています。

それから、教育委員会に聞きたいんですけども、前の委員会の頃に、教職員のワクチン接種に関しては、任意であるので、全員とは言えないというような委員会での報告ございましたけれども、現状どうなっているんですか。

○木本委員長 橋教育委員会事務局教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

前回、御報告としては、1回目接種以上ということで92%の報告を差し上げましたが、現状、個々の確認を少し進めておりまして、現状で94%ほどというような状況でございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 94%というのは、接種を申し込んであるんだけれども、まだできないのか、あとは申込みもしていないのかということはどうなんですか。

○木本委員長 教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 ありがとうございます。

本当に残りのパーセントが少なくなってまいりましたけれども、現状は持病があるというのと、あとは考え方、接種しないという意思を示しているという数字でございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、水戸市の教育委員会としては、どのような考えを持っているんですか。それを個人の考えを尊重するというでやられているんですか。

○木本委員長 橋教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 基本は、あくまでも個人の意思を尊重するというスタンスを取りますけ

れども、定期的に校長会、もしくは学校のほうにも通知しておりますので、そのようなときに話題に上げて、一人でも多く接種していただけるような形で啓発はしていきたいと思っています。

以上です。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 職種の立場上、やはり子どもたちとも接するというので、自分を守るのもいいですけども、相手も守らなくちゃならないということ、よくそれを心に留めていただいて、接種のほうは進んでいただければというふうに思います。

それから、新聞等でも最近出ましたけれども、学校で今、全国でタブレット配布ということで、いろんな誹謗中傷の書き込みとか、あとは見てはいけない画像をロックを外して見たと。そういうことが学校でいろんな問題になっているということがありますけれども、本市においては、どういう指導とその使い方、それから、そういう事例というのは相談とか何かありましたか。

○木本委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えします。

タブレットの活用につきまして、不適切な活用という部分で、例えばゲームをしてしまったりであるとか、本来見るべき画像ではないような画像を見てしまうとか、そういうような状況が全くないわけではありませんが、御報告をいただいているようなものもあります。

基本的に保護者の方、それから学校の先生方に校長会等を通して、情報モラル、子どもたちに正しく活用していただくということで指導を徹底していただくということで文書、口頭で指導のほうしているところです。

以上です。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 それは当然のことかもしれませんが、そんなことで大丈夫なんですかね、これ。いろいろこういう時代ですから、そういうものを活用するというのは当然当たり前のことなのかもしれませんが、ちょっと、相手を傷つけるというか、相手にいろんな害を与えるというようなことがそのタブレットでできるんだったら、タブレットなんか要らないんじゃないですか。

○木本委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問の部分なんですけれども、活用する上で、今、御質問の中にお話がありました相手を誹謗中傷してしまうというようなお話で、チャットの機能が子どもたちが活用しているタブレットでは活用できるんですけども、現在は、学校で授業の中で活用する時間帯を除きましては、そちらの機能は一時停止するというような状況で、対応のほうをさせていただいています。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 授業によっては、必ずしも不必要なものではなくて、どんどん利用、活用しなくちゃならない、これからの時代では子どもたちにとってはまさにそうでしょうから、今後はそういう使い方、あとは管理については徹底していろいろ指導していただきたいと思います。これだけ意見として申し上げます。

○木本委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 ごめん、今、チャットで、大本で全部停止できるの、例えば900台とか1000台とか。

○木本委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 一律に使えないようにすることができます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ああ、そうなの。じゃ、その件はそれで。しっかりやっていただきたい。

ちょっとお伺いしたいんだけど、学校にお金を納めるには、口座振替とそれから一般的な、要するにPTA会費を含めた教材費とか、そういうのって小中学校でありますよね。この取扱いというのは、今現在はどうようになっておられるのでしょうか。というのは、今、常陽銀行が大銀行になっちゃって、自分のお金を積むのにも200万円以上だと有償で手数料を取られちゃうとか。それから、ネットバンキングなんかでも使用料が取られるわけですよ。要するに、今問題というか、ちょっとどうなのかなと思っているのが、振込手数料なの。これは、やっぱり公金だと振込手数料は今かからないんだよね。だけれども、一般のPTA会費を含めたそういうものについては、納入状況、各学校の対応というのはどんなふうになっているのか、把握されておりますか。

○木本委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

基本的には、教材費であるとか、PTA会費等は口座引き落としの対応になっている学校が多いかなというふうに思います。ほとんど全ての学校で口座引き落としの対応をさせていただいているというふうに考えております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、一部の学校でこれまで現金扱いだったところがあって、それが振り込んでくださいとか。

今、所長さんがおっしゃったことが全ての学校でやられるとすれば、逆に言えば問題がないのか、自動引き落としですよ、今言っているのは。自動引き落としの場合には、手数料がかからないんで、それはそれでいいのかも分からない。ただ、一部の学校では、振り込んでくださいと。それから、学校が、うちは常陽銀行なんで、ネットバンキングで払ってくださいと、こういうふうな御指示をいただいて、父兄の中では、ネットバンキングをやっていないんで、常陽銀行と新たに契約する。契約すると、毎月の手料が1,650円かかる。1年で1万9,800円から2万円の負担が出る。そのほかのものについてもいろいろ経費がかかると、一部の学校等においては、年間を通すと4万から5万円の振込手数料がかかってしまって、非常にちょっと問題なんだというようなお話を御相談いただいたりしているところがあるんですよ。

その今言われているところというのは、本当に全部がそうなんですか。というのは、そうじゃない校長さんがもしおいでになるとすれば、それはどんなふうな扱いでそうなっているのでしょうか。

○木本委員長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

PTA会費等については、払込手数料ということでかかっていると思います。そのほか、口座振替という

ところも、口座から自動的に引き落とされるという、そういう種目もございます。

○袴塚委員 P T A会費は何とおっしゃいましたか、今。

○細谷学校管理課長 P T A会費は口座振替です。口座振替で基本的になっておりますが、未納になっていた場合とかには振込になってしまう場合もございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それ、今、全部の学校そうですか。本当に全部の学校そうですか。

○木本委員長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

全部の学校かと言われますと、すみません、確認を取っておりませんので、多くなっているなというのは捉えていたのですが、申し訳ございません。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと待ってほしいんだけど、これ、要するにこれまで学校で集めていた部分を文科省か何かの通達で今度はできるだけ公金を預からないようにと、こういうふうな通達の中で、変わったんですよ、去年だかおとしだか。令和2年かな、通達のあったのは。そうすると、そういうものを受けて、例えば水戸市の教育委員会として対応すべきことというのは、各学校ばらばらで好きにやってねという話で進める話なのか、それとも教育委員会として今後こういうふうな形でやりましょうということで決めて、進める事業なのか、どちらなんですか、これ。

○木本委員長 細谷課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、学校徴収金の取扱いに関するガイドラインというものが出されまして、学校では現金を取り扱わないようにするというような考えになっています。

市教育委員会といたしましては、できる限り統一の方向性を示していきたいと考えております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だから、教育委員会としてはできる限り文科省の通達があったから、それに基づいてやっていきたいという思いがありますよという話だよ、今の話はそうでしょう。

そうじゃなくて、ということは、学校任せということ。教育委員会としては、こう考えているんだけど、やるかやらないかは学校で決めてよという話で進んでいるのか、それとも教育委員会としての対応としては、文科省の通達を受けて、どういうふうな公金の扱いをしていく、お金の扱いをしていくのかということ論じて、そして現場に下ろしていくと、こういうことではないんですか。どうなんですか、これ。

○木本委員長 橋教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 議員の御質問にお答えいたします。

今までの答弁の補足にもなると思うんですが、議員御指摘のこの件につきましては、実は、各学校が地域のものでありまして、その地域のそれぞれ自営の方のメインバンクが常陽以外であったり、あとは、場所柄的に郵便局が一番近くて、郵便局との付き合いでやってきたというようなメインバンクというか、その主な金融機関の扱いというか、学校ごとにそこがはっきり言えばばらばらなんですね。

長らくここにメスを入れていません。それは事実でございます。ただ、やはりその地域と学校との関係性の中での一般のお付き合いを含めたものが優先されてきたというのは事実だと思います。ただ、委員からもあったように、国のガイドライン、それから県からも公金外ということで、もちろん県内全体見れば、教職員の不祥事というのもございましたので、方向性としては統一、そして、現状として、水戸市としては、校長会等を通して粘り強く説明をしています。

例えば、ある小学校は、中学校で一つの銀行にまとめてあるので、6年間かけてその学区の中学校で使っている銀行への移行を緩やかにお願いしたり、それから、あとは、新たに購入したもので、実際に現金を持ってきてしまう、あとは保護家庭の御家庭との金銭のやり取り、それはもちろん受けますので、受けながらも説明をするという、現状そのもちろんガイドラインに従ってというのが水戸市の方針でございます。しかしながら、やっぱり現状、やはり家庭の状況がありますので、できればそこをくみ取りながら、進めていくというような状況という御説明でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 私も今、一律こうしろということ言っているわけじゃないんだよ。これは家庭の事情もあって、どうしても引き落としに間に合わない人もいるでしょう。お支払いがなかなか難しい方もおいでになりますよね。そういう方たちについては、一律銀行で払えと、こういうことではなくて、やっぱり生活相談も含めた家庭の実情を把握するという意味でも、学校の先生方には関わっていただいて、そして、そこは丁寧にやっていただきたいなど。

ただ、今、私が質問しているのは、PTA会合がありました。今度、こういうことになりますよ、どこの通達でそんなふうになるんですか、何で私たちがそういう費用負担までしなくちゃならないんですか、当然、父兄から疑問が出る。それについて、どこからだか分からないとか、聞いても返答ができない学校があるとすれば、それは教育委員会として、ある程度の指針をつくって、そして、例えば、今、橋参事がおっしゃったように、やっぱり中学校になれば、常陽銀行だけしかやっていないんだと、県信しかやっていないよということだとすれば、6年間それにあわせてそういうふうな体制を整えていただくということも僕は必要だと思います。

ただ、そういうことをきちんと説明できるか、できないか。なぜ、学校にPTA会費を納めるのについても今まで先生が預かってきたのに、何で預かってくれないのよ、そのおかげで私らこんなお金かかっちゃうよというふうな話をしたときに、今言われたように、自動引き落とし、その口座をちゃんと登録していただければ、水戸市のほうで引き落としをしますよと、それについてはお金かからないですよと、こういうふうな説明をされていれば、何も問題ないんだよ。

ところが、いつどういうふうな形でそうなったのか、なぜそういうふうな形になったのか、何でここしか駄目なのか、こういうふうな問合せをしたときに、やっぱりそれにきちんとお答えできるという、そういうことについてのやっぱり指針は教育委員会としてきちんとお出しになって、現場サイドが混乱しないようにというようなことも私は必要だと思います。その中に、一律銀行だけではなくて、場合によってはこういうふうな対応もしなさいよということも必要なのかも分からない。

だから、制度を変えるのであれば、変えるなりの理由がある。その理由の根拠はこれなんで、それについ

て、水戸市としてはこう対応する。それで、皆さん方に費用負担させないためには、銀行引き落とし、うちのほうに口座登録していただければ、そこから自動的にうちのほうで対応して、引き落としができるようになりますよと、この場合には無料ですよと、こういうふうな御説明もやっぱりできていないと。こうですからからこうしてください、何ですかと言われてもお答えができない。そうすると、父兄側は常陽銀行と新たに契約をしなければならないのか。そうすると、ネットバンキング使うためには、毎月の口座の金がかかる。そうすると、年間これだけ増えちゃう、これは大変だと、こういう悩みになっていっちゃうの。

だから、もう一度、このPTA会費とかそういうものの、要するにお金を徴収するというやり方について、もう一度教育委員会としてきちんとした指針をつくって、そして、僕は水戸市だってこれ、幾つかの銀行とお付き合いしているわけですから、父兄だって、やっぱりいろいろ家庭によってありますよ。いろいろなお勤めの関係によっていろいろあるだろうし。それから給与振込だってその会社によっては、ここ使ってくださいと言われてれば、そこに新たに口座つくらなくちゃならない。そういうこともあるんで、そういうふうな形の中で整理をしていかないと、この問題、ちょっと父母負担になっちゃう、お金が。家計費に関わることなんで、ぜひもう一度しっかりと検討していただいて。

特に、これまで振り込んでいた方も費用負担して振り込んでいる人もいるみたい。だから、そういう制度があるんだっつらば、きちんとこういうふうな制度があるんで、こういうふうなものを使っていたら、無料になりますから、こういうふうにして下さいねというふうなことを整理をしていただいて、学校側の校長さん、もしくはそれを担当する人にやっぱり理解してもらわなきゃ駄目だな。父兄から聞かれても答弁できないような責任者じゃどうにもならない。本当に子どもこれで教えられるのかと思っちゃうぐらいです。心配になっちゃう。

○木本委員長 橋教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 御指摘、ありがとうございます。

実は、管理的な部分ですので、私たちの責任になるんですけども、やはり先ほどちょっと申し上げたように、地域との関係性とかということがあって、ガイドラインを守りながらも、その統一的にどこまでできるのかというところを模索しているところでございました。

ただ、委員御指摘のように、やはり説明不足と、やはり委員会がそう言うからやるんですよというような管理職の説明、このあたりは、全くないわけではないと思っております。

ですので、やはりこの手数料問題が、今後学校に影響を与えてくるということを十分認識しまして、至急、説明内容を、まずは学校ですので、PTA本部役員から御説明を差し上げて、今のある現状と課題を分析し、どのような形がその学校の地域の保護者に負担のかからないような形になるのか。もしかしたら、その負担の一部をしょっていただくかもしれないんですけども、それが2回だったら1回にするとか、何かの道を探すというようなことで、丁寧な説明をまずきっかけにして、今年度中に学校のほうに説明不足だと御指摘を受けたくないような形で進めてまいりたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○木本委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

萩谷委員、先ほどの御質問、もう一度お願いします。

○萩谷委員 すみません。

自動音声のところからの関連のつもりではあったんですが、教師と保護者の方、あるいは児童、生徒が携帯でやり取りとか、あるいはSNSでやり取りとか、そういったことというのは、教育委員会としては、実態を把握しているか。あるいは、そういったことは好ましくないと考えているのか、何か、その辺の見解はいかがでしょうか。

○木本委員長 橋教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 萩谷委員の御質問にお答えします。

教職員と児童、生徒、それから保護者との間の連絡は、基本は学校への電話連絡が中心でございます。しかしながら、例えば部活動等で朝、急に欠席をするなんていうときに、様々大会等の移動や状況が変わったことの連絡ツールとして、顧問の携帯番号を存じ上げている保護者の方もいらっしゃると思うんですね。それを使って、緊急連絡を取っているというケースはございます。

ただ、先ほどちょうど萩谷委員の御指摘のとおりで、また、田口委員からもありましたけれども、SNSの使い方ということであり、十分に必要以上のことをやり取りすれば、危険性があるという認識は持つておるところでございますので、使う側のリテラシー、それを高めていきながら、御心配のないような形で進めてまいりたいと考えております。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 あわせてなんですけれども、学校の先生個人として、SNSでいろんな自分の考え方とか、日常のことを発信するとか、そういったケースもなきにもあらずかとも思うんですが、それ自体はどうなんでしょうか、やめるべきことなのか、それとも、個人のやっぱり考え方ということなんでしょうか。

○木本委員長 橋教育部参事。

○橋教育委員会事務局教育部参事 御質問、ありがとうございます。

対児童、生徒、対保護者の緊急連絡については、使い方のリテラシー等お話差し上げましたが、今の御指摘のあった件に関しては、教職員が、これは公務員でもありますし、学校のことについて知り得たことをつぶやくということは一切禁止しております。やはり守秘義務に大きく関わることでございますので、こちらは定期的に強く指導をしているところでございます。例えば、教員になりたての若い先生方が思わぬ形で発信してしまうなんてことが想定されますので、4月当初より教職員の指導というのは徹底しているところでございます。

以上です。

○木本委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 せっかく福祉部も来ているのに、何も言わなくちゃ気の毒だ。

生活保護の受給の方々の子どもさん方が、今、学習指導やられていると思うんですけれども、今年度の開催状況、または登録状況、参加状況というのは、こういったコロナウイルスという中で、大変厳しい状況でおやりになっているのよく分かるんですが、現在、状況はどうなんでしょうか。

○木本委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学習支援につきましては、今年度140名の方に参加の登録をいただいております。昨年度が86名でしたので、今まで80名台、90名台でしたので、今回、かなりの数の方に登録をいただいているところでございます。

開催状況につきましては、毎年6月から開催をしているところでございますが、今年はコロナウイルスの感染拡大がございまして、8月、9月につきましては中止をさせていただいて、10月からまた再開をしているところでございます。

参加者に関しましては、現在4会場でやっておりますが、全体で1回につき60名弱ぐらいの方が参加しているところでございます。

〔「4会場で60人ですか」と呼ぶ者あり〕

○櫻井生活福祉課長 はい、4会場、合計で。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この事業は、とにかく貧困からの脱出ということで、負の連鎖を防ぐというようなことで、僕は重要な事業の一つだというふうに思っています。

不幸にもコロナウイルスで8月、9月は開催できなかったということで、最終的には、これ、10月から受験期を控えて、来年の1月、2月ぐらいまで相当頑張ってください、目標に向かって進んでいただければいいというふうに思いますんで、今、60名ぐらいしか来られていない。昨年86名で、率からいけばかなり少なく、半分ぐらいになっちゃっているからね、50%切っているんで、できるだけ参加していただいて、学習効果を高めていただくというようなことに努力していただきたいと思うんですが、これって、登録者に対しては、何か働きかけはされる予定はあるんですか。

○木本委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

登録者の方が部活とか、そういったもので毎回来るわけではなくて、月に2回とか、3回とかというパターンになってきますので、基本的に登録して全く来ないという方は、ほほいないんですけども、やはり長期に欠席をしているような方に関しましては、こちらのほうから連絡を取るとかしまして、ちょっと参加の促しをしていきたいと考えております。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 せっかくの事業ですから、ぜひ長期欠席がないように、フォローアップしていただいて、来て、何か問題があって、来なくなっちゃっているのか、分からないところがあって、つまりいちゃって、そういうこともあるかも分からないんで、その辺については申し訳ないけれども、十分にフォローアップしていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、これ、せっかく始まった事業で、効果も高まっている事業ですから、ぜひ頑張ってください。

すみません、終わりです。

○木本委員長 そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 よろしいですか。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時21分 散会